

調布市立図書館

図書資料保存・除籍に関する方針

調布市立図書館

1 目的

図書館は、市民の知る自由と学ぶ権利を保障するために、その所蔵する資料を現在の市民の利用に供するとともに、将来の市民の利用に備え、必要な資料を適切に保存しなければならない。

他方、財源と保存スペースに限りがある中で、適正に資料の構成を維持しつつ効率的に資料を更新できるよう、図書資料（一般図書、児童図書）の保存と除籍についての基準を定める。

2 保存

図書資料として、以下のものを保存する。

- (1) 歴史的価値が高い資料
- (2) 類書が少ない資料
- (3) 調査研究に資する資料

3 除籍

図書資料を適切に更新するため、図書館長の責任において、以下のものを除籍する。ただし、前記「2 保存」により保存すべきと判断される資料は除く。

- (1) 亡失資料
 - ア 所在不明の事実を確認し、その後2回の蔵書点検で発見できない資料
 - イ 返却期日から5年以上経過し、その後の返却も見込めない資料
 - ウ 利用者による現物又は現金による弁償が完了した資料
 - エ 災害等で消失した資料
- (2) 汚破損資料
汚破損が著しい資料、修理が不可能な資料
- (3) その他の除籍対象資料
 - ア 実用書で類書が多い資料、内容が古く実用に適さない資料
 - イ 即時的な性格があり、発行後一定期間が経過し、利用が見込めない資料
 - ウ 保存期間が定められている資料で、その期間を経過した資料
 - エ 改定版・新版の所蔵があり、資料的価値が低くなった資料
 - オ 複本の所蔵があり、利用頻度が低下した資料

4 留意事項

資料の保存や除籍にあたっては、市民の蔵書に対する信頼を損なうことのないよう、十分留意する。

調布市立図書館図書資料保存・除籍に関する方針

登 録 番 号
(刊行物番号)

2021-156

編集・発行 調布市立図書館
令和3年12月28日
〒182-0026 調布市小島町 2-33-1
電話 042-441-6181